

令和4年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 令和4年3月9日（水）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	岡田	智子	7番	村上	謙武	13番	石田	茂春
2番	牧野	牧子	8番	菊地	政文	14番	高宮	陽一
3番	藤野	定幸	9番	西尾	幸太郎	15番	米澤	壽重
4番	齋藤	則子	10番	池田	賢治	16番	池田	信博
5番	田中	一隆	11番	安部	大助			
6番	大江	寿	12番	前田	芳樹			

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田	高世偉	地域振興課長	宇野	慎一
副 町 長	大庭	孝久	上下水道課長	村上	和久
教 育 長	野津	浩一	建設課長	田中	文男
代表監査委員	嶽野	正弘	施設管理課長	大西	洋二
総務課長	佐々木	千明	危機管理室長	齋藤	和幸
会計管理者	濱田	勉	水産振興室長	橋本	博志
財政課長	石田	寛弥	都市計画推進室長	石田	傑
税務課長	金井	和昭	総務学校教育課長	吉田	隆
町民課長	井崎	里恵子	社会教育課長	野津	千秋
保健福祉課長	中林	眞	布施支所長	竹本	久
住民福祉担当課長	広江	和彦	都万支所長	砂本	進
環境課長	原	秀人	五箇支所長	藤野	一
商工観光課長	鳥井	登	中出張所長	村上	克樹
農林水産課長	河北	尚夫	中央公民館長	金坂	賢一

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長	山根	淳	事務局長補佐	山本	幸子
--------	----	---	--------	----	----

1. 町長追加提出議案の題目

承認第2号 物品購入変更契約締結の専決処分について〔島後清掃センター塵芥収集車購入〕

議第 39号 工事請負変更契約の締結について〔中村漁港漁業集落排水管路布設（污水幹線その1）工事〕

議第 40号 工事請負変更契約の締結について〔林道横尾北山線災害復旧工事〕

1. 議員提出議案の題目

発議第1号 ロシアによる侵略行為に対する非難決議

議事の経過

○議長（池田信博）

おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 質 疑

「質疑」を行います。

この質疑は、会期初日に提出された町長提出議案の議第15号「隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例」から、議第38号「令和4年度隠岐の島町上水道事業会計予算」までの24議案について「総括質疑」方式により行います。

質疑は、現に議題になっている事件に対して疑問点を質すものであります。また、自己の意見を述べることはできません。通告した質疑の範囲を超えないよう、よろしくお願い致します。

なお、質疑の一人当たりの持ち時間は、答弁を含め30分となっています。

それでは、総括質疑の通告がありましたので、発言を許します。

はじめに、7番：村上 謙武 議員

○7番（村上 謙武）

おはようございます。それでは早速、通告しております当初予算3件についての質疑をいたします。まず一点目ですけど、財政課の新規事務事業として「公会計システム業務委託料」440万円これについての内訳、その業務内容。それから二点目として、この業務委託期間ですね。今年度以降も業務委託を続けるだろうと、続ける考えがあるのか。それから三点目とし

てこの公会計に関しては平成28年度の会計から令和元年度までの財務書類4表、すでに作成して、ホームページで公表はされております。なぜ新年度から新たにこういった業務に関して委託をしなければならないのか、その理由について、この三点についてお願いします。

○番外（ 財政課長 石 田 寛 弥 ）

おはようございます。財政課の方よりお答えをさせていただきます。資料の方をご覧ください。公会計システムの業務委託料、言い換えれば財務書類の作成支援業務でございます。財務書類の作成に関しましては、すべての地方公共団体に対し、統一的な基準に基づきまして財務書類を作成するよう総務省より通達がありまして、本町におきましても平成28年度決算分から平成29年度以降作成させていただいているところでございます。複式簿記、発生主義会計の専門的な知識を必要とする業務でございまして、この作成にあたりましては、正確性並びに他の業務との兼合い、重複時期もございまして非常に苦慮していたところでございます。作成後の書類に関しましても、十分な活用ができていないというところが現状でございます。今回この作成に関しまして専門的な支援を受けるところで、正確な財務書類の作成公表に繋がるというところで予算の方を計上させていただいたところでございます。

業務の内容といたしましては、公会計システムの更新「新規」という表現で説明の方をさせて、標記の方をさせていただいておりますけれども、先ほどありますように平成28年度の決算に対し29年度から既に作成を行っている業務でございます。ですので、今回このシステムの更新を新たな形で対応したいというところでございます。

あと委託期間でございますが、こちらはシステムの導入並びに保守管理等を含め、令和4年度を予定しているところでございまして、先ほどのご質問の令和5年度以降というところでございますけれども、4年度の動向等もみまして、5年度以降この支援を仰ぐかどうなのかというところは判断をさせていただきたいと思っております。事業費の内訳を記述してございます。公会計システムの導入の経費、システムのセットアップ等を含めた導入の経費、財務書類の作成分析というところを予算計上させているところでございます。

ご質問の中に「なぜ業務委託をせざるを得なくなったか」の理由についてですがございますが、この財務書類の作成につきましては本町さまざまな課題を抱えているところでございます。大きく三点あると思っております。一点目財務書類の正確性のところでございます。議員からご指摘をいただいております。精度の高い資料の作成、精度の高い資料の公表といったことは常々ご指摘をいただいております。何分先ほど言いましたように専門的な知識を持たない職員が、この複式簿記等を含めた複雑な作業に携わる中でどうしても専門的な支援

を仰ぎたいというところで今回計上させていただいているところでございます。また外部による作成したもの、評価といたしますか、そちらのところも今までございませんでした。確認の意味も含めまして、外部の方に支援を仰ぐというところでございます。

また二点目の課題といたしましては「活用」でございます。本町に限らず全国の自治体全てで作成しているわけでございますけれども、この活用に対してはさまざまな問題が生じているということを聞いているというところでございます。提出すればそれで済むという書類でもございません。さまざまな書類を今後どう活用していくか、そういった支援のところも仰ぎたいと考えているところでございます。予算編成、そういった部分にも活用できると認識するところでございます。

もう一点、財務書類の作成時期これも触れさせていただきましたけれども、作成の時期というものが、例えば決算年度で言いますと、昨年度の決算が議会の方で9月に承認され、それ以降前年度の動きを把握し、書類の作成に向かっていく訳でございますけれども、どうしても秋口からの作成、それと予算編成の時期が重なってしまう。どうしてもこの年度末、令和2年の決算に関しましては、作成の真っ只中でございます。そういう時期のところもありますので、支援を仰げる部分は仰いで対応していきたいというところで今回の予算計上になったところでございます。この財務書類の作成に関しまして、今回5回目の作成をしておりますけれども、5年前の作成時点で、どういった形でこれを作成するかということは、非常に内部で協議させていただきました。議員にもご説明をさせていただきましたが、当初の段階では自前でやってみようと、直営でやってみようということでスタートしたものでございます。ですが、先ほど言いますようなさまざまな問題が生じ、支援を仰ぐ部分は仰ぎたいというところで5年経った今、5年間の作成を省みて、今回計上するところでございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○7番（村 上 謙 武）

担当課長よりいろいろ説明をお聞きしたんですけども、ちょっとやっぱり納得のできないところがありますので、その件についてちょっと質問したいと思います。今年度で5回目の会計の処理をする訳ですけども、今まで4年間のそういった会計処理のノウハウは当然蓄積されているんじゃないかという風に、まずそういったその点、感じました。ということは今まで公表してきたこの公会計の資料、内容的に正確性が欠けていたということでしょう。そういう風にとらざるを得ないような今の説明内容でした。この公会計システムの財務処理に関しては本町だけではないんですよ。日本全国の町村、それから市、自治体で一斉にやっ

ることなんですよね。本町だけが大変ではないんですよ。ですからその辺のところ、支援を仰ぐのは大いに結構です。その支援の仰ぎ方ですね、「業務委託」というとなんかもうその業務をお願いしますということでですね、ほとんどお願いするとか主体性がもうほとんど無くなってしまふような、そういう印象を受けるんですけど。その辺のところ、この公会計に関して今まで一度も説明が無かった。ホームページにただ掲載するだけで、それで終わっている。ちゃんと説明する義務があるんですよ、財政状況に関しては。そういったことも一切やっていないんですよ。ちょっとこの辺のところ、大いにまだ疑問が残るんですけど。いかがでしょうか。

○番外（ 財政課長 石田 寛 弥 ）

まず本町が5年に亘り作成したことにするノウハウの面でございます。先ほど言いましたように、当初から外部に委託する、外部の支援を仰ぐというような形でこの書類を作成していたとすれば、本町には職員のノウハウというものは全く無かったと思います。当初直営で作業にあたり、もちろん職員の人事異動もあって当時作成した職員変わっているかもしれませんが、情報の共有を図り前任者から引継ぎ、また次の者に引き継いで、この5年間の作成でいう作成の中身というものは大きなノウハウと言いますか、本町の財産になっていると思います。今回はそれをなぜ委託の部分が生じるかというところ、作成したものが正確性を伴っていないというところではなくて、正確な作成をしているところではございますけれども、この書類というものが会計上非常に複雑な部分がありますので、会計事務所、税理士法人を含めた専門的な部分に確認と言いますか、検証でもないですね、そういった支援を仰ぎたいというところで5年経った今の時期だからこそ必要ではないかというところで、上げさせていただいておりますので、正確性のないものが過去につくられていたとか、そういったところではないというところをご理解いただきたいと思います。

○7番（ 村上 謙 武 ）

それでは二点目の社会教育事業の「社会教育施設長寿命化計画策定業務」委託費1,200万円の内訳をですね、今回出ています三つの施設ですね、個別施設計画がですね現在のところ作成されていないということなんですけれども、作成されていなかった理由についてはですね、説明の方をよろしくお願いします。

○番外（ 社会教育課長 野津 千秋 ）

おはようございます。では、社会教育課の方からご説明をさせていただきます。「社会教育施設長寿命化計画策定業務」についてでございますけれども、一点目の業務委託の内容、委

託費の内訳という事でございますが、主な業務内容は建物や付随する設備機器に関する劣化状況の調査、これまでの改修履歴の調査、それから耐震調査その結果を基にした計画書の作成といったこととなります。委託費の内訳ですけれども、主に調査等に係る人件費、それから計画書作成に係る経費、それから一般管理費等となります。二点目の個別施設計画がこれまで作成されていなかった理由ということですが、20年以上経つ施設でございますので、これまで度々色々な改修とか機器の故障だとかありまして、非常に多額の費用を要することも毎年起こっております。それと併せて個別施設計画の策定についても費用がかかりますので、事業計画に計上させていただいて来年度策定することになったところでございます。以上となります。

○7番（村 上 謙 武）

今回ですね、隠岐島文化会館、温水プールそれから図書館この三つの施設がですね、これ以外にも社会教育事業に係るような施設があると思うんですけども。例えば廃校となった大久とか那久とか今津の各小学校の建物なんかですね、これは今後出来ていくんでしょうか。これは社会教育施設の一部ではないかと思うんですが。その点、いかがでしょうか。

○番外（副町長 大 庭 孝 久）

平成28年ごろから長寿命化計画に向かってですね、色々な施設に向かってやってまいりました。まず補助事業で期限を切られたもの、もうここまでに長寿命化計画がないといけませんよというものに関しましては、早めに長寿命化計画を作りました。この長寿命化計画はほとんどが補助が得られないということで、一般財源でやらなくてはいけないということがございましたので、なるべくその一般財源を有効に使おうということで、年度を区切って平準化するようなことで、本当は潤沢に財源があればまとめてやればよかったですけど、なかなかそれが難しかったということで、まずは補助事業で年限を切られたものからやっていた、例えば、港湾施設とかそういったものについては早めにやっていたといったこととございます。今回三施設については、長寿命化計画を作る訳ですけども、これは所管課が「早くやりたい」ということで事業計画にあげていたんですが、町全体を考えるとなかなかまとめてできなかったということがございますので、さきほど議員の言われました施設についても今後順次やっていきたいとは思いますが、なかなかいっぺんに出来ないというところはありますので、ご理解をいただきたいという風に思います。

○7番（村 上 謙 武）

ただいま副町長の説明があったんですけども、実際に改修をするということではなくて「計

画」を作る作業ですので、その辺ちょっと勘違い、私の勘違いかもしれませんが。とにかく計画案を作らないといけないんですよ。実際に予算をつけて開始するのはまた別の話、計画を作らなければいけないということを確認していただきたいということで。例えば社会教育課長の方から説明があったんですけど、私は「施設管理課」が主体となって作成するような事務事業かなあという風に思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○番外（副町長 大庭 孝久）

全体的な公共施設等総合管理計画についてはですね、当然「施設管理課」が所管となっておりますが、個別施設計画についてはそれぞれの所管課が、全体的な公共施設等総合管理計画を見ながら整合性が取れるように進めていかなければならない。施設管理課が作るものに関しては当然個別施設計画を踏まえたものになる訳ですけど。そういったかたちで、やっぱり所管がこの施設はやめようとか、この施設はやっぱり改修が必要だとか、そういったことは所管課でやるべきだという風に思っております。

○7番（村上 謙武）

それでは三点目ですね、「一般管理費」小中学校の光熱水費、これに関して。予算資料を見たときにこの光熱水費に関してなぜ各学校に「ガス」だけ別途計上しているか、なかなかちょっと理解できなかった点とそれから五箇中学校にはペレットボイラーが入っています。なぜ中学校にペレットボイラーの燃料費が計上されていないのか、この二点についてお伺いしたい。

○番外（総務学校教育課長 吉田 隆）

それでは、ご質問にお答えします。まず一点目の各学校の光熱水費としてガス代だけ別途計上されているということですが、これは各小中学校におきまして、地域のガス業者さんとの契約を行っております。そのことから例年各学校の管理費の方で予算化をし、支払っているものでございます。二点目の五箇中学校の光熱水費にペレット燃料費が計上されていないという理由でございますが、これは予算説明資料6の100ページをお願いしたいと思います。100ページの上段ですね、「中学校費一般管理運営事業」上から7行目の方にですね、光熱水費、電気、上下水道、灯油という風に書きます。金額が1,805万6,000円という風に表示されてますがこのうちの中にですね、ペレット代が128万7,000円、これが含んだ数字となっております。ここに「ペレット代」と表記していなかったということでございまして、今後ですね、必要であれば改めたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○7番（村上 謙武）

終わります。

○議長（池田信博）

以上で、村上 謙武 議員の「質疑」を終わります。

次に、9番：西尾 幸太郎 議員

○9番（西尾幸太郎）

それでは通告しております「ふるさと納税事業」について質問したいと思います。まずは当初予算の説明をされる際に令和4年の目標の寄付金額が6,200万円に設定したという風な説明がありましたが、この金額の設定の根拠とその後どのようにこの目標を達成していくつもりなのか説明をお願いします。

○番外（地域振興課長 宇野 慎一）

よろしくをお願いします。本日追加で提出しました資料の3ページをお願いします。まず目標金額の設定根拠についてご説明をします。資料1としまして、令和3年12月末時点のふるさと納税の状況を申込手段別に示しております。通年で運営を行っております「ふるさとチョイス」の寄付実績は約2,200万円でございます。また窓口申請につきましては、昨年度「ガバメントクラウドファンディング」、「古典相撲のクラウドファンディング」と、あと「前澤友作企画」というのが大きく影響しまして、約1,300万円の実績となったところでございます。次に2としまして、目標金額の考え方を示してございます。まずインターネット経由の目標額は昨年度の「ふるさとチョイス」での実績を勘案しまして、1サイトあたり2,000万円と設定いたしております。昨年より2つのサイトを追加しまして、計3つのサイトで運営を行っておりますので、合計6,000万円の目標額を設定しております。また窓口申請につきましては、新年度につきましては、ガバメントクラウドファンディングの内容が、現時点では未定でございますので、目標金額を200万円とし、合計6,200万円を令和4年度の目標金額としたところでございます。

次にその6,200万円の達成の手法について、ご説明をします。資料3としまして、令和4年度における「取組事項」をまとめております。まず(1)情報を届ける取り組みとしまして、町民の皆様への呼びかけに重点を置き取り組んでいきたいと考えております。ここ数年やっておりますが、担当の力だけでは、寄付を集めるにも限界がございます。町民の皆様お一人お一人にご協力を仰ぎ、島外にお住まいのご家族、ご親族への寄付のお願いを考えているところでございます。その他、本年もおこないましたダイレクトメールの発送やフェイスブックの利用、それから新規ポータルサイトの追加の検討を行ってまいります。次に(2)としまし

て、寄付者の満足度を高める取り組みとしまして、引き続き返礼品の追加等を検討しているところでございます。このような取り組みによりまして、目標金額の方を達成をしたいと現時点では考えております。以上です。

○9番（西尾幸太郎）

これは業務委託している事業でもありますので、委託先には一緒に頑張っていたきたいなあと、この目標金額を達成するためにやるべきことはきちんとやっていただきたいなあとという風に考えております。この目標金額を達成するための「取組事項」の中にですね、フェイスブックの利用が月2回という風にあります。フェイスブックはですね、非常にユーザーが限られた範囲でしか届かなくてですね、これ広く日本全国に届けようと思ったら、広告費などもかけてですね、きちんとそのフェイスブックの中でやっていかないと、まあ届くべきところには届かないかなあとという風に思いますし、ふるさと納税で先進地とされているところの取り組みをみますとですね、やはりその一品一品丁寧にPRしていくと、月2回じゃ間に合わない、取り組んでいるところはほぼ毎日情報発信しているということで、まだまだその隠岐の島町に関してはそのあたり、情報発信の取り組みが不十分でないかなという風に考えますが、そのあたり担当課としてどのように評価してますでしょうか。

○番外（地域振興課長 宇野慎一）

議員ご指摘の通り情報発信につきましては、ちょっと弱かったなど、実感をしているところでございます。昨年の暮れにですね、令和4年度からの委託業者の方をプロポーザルで決定させていただきまして、年を明けてからですね、1月から週1回のペースで委託業者と来年度どのようにやっていくのかというところを調整しております。本日もちょうど業者の方に来ていただいて調整をしております。本日、西尾議員の方からいただいたご意見を参考にしまして、情報発信の取り組みを検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○9番（西尾幸太郎）

隠岐の島町のふるさと納税は非常にいい意味では、地元で根差した返礼品が多いかなあとという風に感じます。ただ、現在までのところ、その商品説明なんかが悪い意味であっさりしすぎてですね、返礼品のバックボーンであるとかそういった、こういった商品だからふるさと納税してみようかなという風なところを、心をくすぐるような説明なんか不十分だと思いますので、そのあたりはきちんと委託先と相談をしながら、海士町なんかは非常に丁寧な説明をしていて、非常に魅力的にみえる商品の紹介なんかもしていますので、近くに参考にするべき事例がありますので、そういったところを参考にしながら、いいところは真似して、オ

リジナルのところは伸ばしていくという風に、取り組みをぜひ検討していただきたいなあと
いう風に思います。

あとですね、ガバメントクラウドファンディング、去年の12月末まででしたか、2月まで
でしたかね、1月末まででしたかね。あの古典相撲に対するガバメントクラウドファンディ
ングを募集して今年も一応取り組みとしては、検討はしているけど内容は未定ということなん
ですけども、こういったものは早々に「ガバメントクラウドファンディング」こういった事
業が合っているんじゃないかというリストアップしてですね、新年度に向けてすぐにでもス
タートできるような準備をしておくべきことかなあとこの風に感じますが、そのあたりの検
討状況をちょっと教えてください。

○番外（ 地域振興課長 宇野 慎一 ）

確かに言われるように、できるだけ長い期間を取っておこないたいと思っております、
昨年のちょっと時期は覚えておりませんが、ちょうど事業計画ができた頃だったと思ってお
ります。課長会場で来年度の新年度のガバメントクラウドファンディングの事案があれば、
教えて下さいということでやっておりましたが、今のところちょっと情報がないところです。
我々としても有効な手段だと思っておりますので、事業計画の中の令和5年度事業、令和5年
度に予定されている事業のところでチョイスして早急に組み立てていきたいと思っております。

○9番（ 西尾 幸太郎 ）

わが町は言うまでもなく、昨日一般質問した「竹島」の問題であるとか、水産資源の問題
なんかもあると思います。探せばこのガバメントクラウドファンディングに見合うよう
な問題解決型の事業というのはいくらでもあるとは思いますが、そこをひっかけてですね、
企業版ふるさと納税、法人からのふるさと納税もそういった水産資源の改善の事業もやりま
すので、寄付をお願いしますといった時に、そういった社会貢献をしたいと思っている企業
はあると思うんですよ。これに対して、やはりアプローチをするためにも、これは早めに事
業展開して、PRしてそういったものを寄付していただくというような行動が必要になってく
ると思いますので、そういったこともぜひ検討していただきたいなという風に思います。

次の質問なんですが、昨年12月にZozotown創業者の前澤氏から500万円の寄付がありました。
観光振興に対して使っていただきたいという風な目的があったみたいなんですけど、令和4
年度において寄付していただいたものに関してどのように事業展開していくのか、説明をお
願いします。

○番外（ 地域振興課長 宇野 慎一 ）

前澤氏からの寄付の活用についてご説明させていただきます。まず寄付を頂いた時期が当初予算要求の締切後でございました。また使途が観光振興に役立てるものでございましたので、令和3年度末にいったん「ふるさと隠岐の島応援基金」に積み立てます。で、その活用方法につきましては、今後関係課におきまして検討することとしております。活用にあたりましては、決定次第なんらかの方法でご報告をさせていただきたいと思っております。

今回、隠岐の島の次のふるさと納税に繋がるご寄付を頂いたと思っておりますので、このような情報も活用しながら、次の寄付金の増額に取り組んでいきたいという風に思っております。

○9番（西尾 幸太郎）

せっかくインフルエンサーとして、情報発信力の非常に強い前澤氏からの寄付でありますので、こういったものをですね、内々でこそっと使ってしまおうのではなくて、広く使い方に関しても周知して結果に関しても、前澤氏が隠岐の島町に寄付したものがこのように活用されたんだという風に取り扱ってもらえるような事業をぜひ展開していただきたいなど、そのあたりの事業の周知方法とか考え方があったら聞かせてください。

○番外（地域振興課長 宇野 慎一）

現時点で質問に関する検討はおこなっておりません。ただ西尾議員おっしゃる通りですね、前澤氏という名前を前面に出してですね、「前澤氏から頂きました」「前澤氏から頂いたものでこういうものができました」というような情報発信の仕方はしていきたいという風に考えております。

○9番（西尾 幸太郎）

終わります。

○議長（池田 信博）

以上で、西尾 幸太郎議員の「質疑」を終わります。

次に、13番：石田 茂春 議員

○13番（石田 茂春）

それでは議第20号「隠岐の島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」で質疑をします。この件で少し私なりに振り返ってみました。平成30年3月から4月にかけて、アンケートを実施し、その年の9月から11月にかけて3回の座談会を開催しております。参加団体は「まちづくり運動協議会」「生活環境部会」「廃棄物減量等推進審議会」「商工会」です。そして令和3年4月に「検討委員会」を立ち上げ、その後「廃棄物減量等推進審議会」「公共料

金等審議会」そして今回議会上程という風に私は認識しておりますが、課長、これで間違いないですかね、間違いないみたいですね。

それではまず初めに、「隠岐の島町ごみ減量化アクションプラン」の中で、ふれあい収集で特別収集の実施を検討しておりますという風にうたっております。この特別収集の方法等が決まっていれば、内容の説明をお願いしたいと思います。それとも町民への周知期間で検討するのか、どちらですかね。

○番外（ 環境課長 原 秀 人 ）

先ほどの議員からのご指摘のありました「ふれあい収集」の実施についてでございますが、仰せの通り「隠岐の島町ごみ減量化アクションプラン」の中の一つの施策として掲げております。具体的に今、現段階で実施するまでには至っておりません。しかしながら、ますます高齢化が進行する中で、自らごみ出しができない方など排出困難者が出てくることも考えられますので、その必要性は十分に認識しております。引き続き調査検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○13番（ 石 田 茂 春 ）

課長、ぜひこれは必要になりますので、検討してください。検討じゃだめですね、実施してください。

次に「公共料金等審議会」の答申について質疑します。審議会委員の方13名を任命され、11月5日、12月3日、そして本年の1月17日に審議会を開催しております。時間にして6時間30分の審議でございます。審議会の「答申」では、ごみ処理手数料の改定及びし尿処理手数料の有料化は妥当であると判断しております。しかし、最後にこの部分が一番重要で「町民への説明を懇切丁寧にしていただき、町民の理解を得た上で実施することが必須である」と申し添えております。そこで町民への周知徹底をどのような方法で行うのか、また、この次の部分は通告しておりませんが答えられたら教えてください、令和5年4月1日から実施であるが、猶予期間を設けているかいがないか。

○番外（ 環境課長 原 秀 人 ）

まず、町民の周知についてお答えをしたいと思います。公共料金等審議会でも懇切丁寧な説明をしてくださいという要望もありましたので、1年間を通じて周知をさせていただくということです。具体的なスケジュールについては、総括質疑関連資料の4ページの方をお願いいたします。「ごみ・し尿処理手数料改定及び指定ごみ袋制度移行に伴う町民周知スケジュール」現段階の案ということでお示しをしております。まず肝となるのが、この1番にあります「地

区説明会」であります。これにつきましては、各地域の自治会であるとか、各支所・出張所などと協議をして有効な方法を検討したいと。その中で「地区説明会」51箇所を予定しております。この期間につきましては、今後話し合いの中で延びたりするという事も考えられます。あとその説明資料として②にあります「ごみの出し方ガイドブック」「ごみカレンダー」等を作成したいと考えております。

他市町村でありますように、「ごみガイドブック」が今回のごみ袋制度に伴う説明資料としては大きく活用できるというように思っておりますので、そういったものを活用しながら、地区説明会で説明してまいりたいと、それについて4月か6月までのところで作成をしたいという風に考えております。あといろいろな媒体を通じた広報周知ということで、これにつきましても、あくまで予定ではございますが、手数料の制度の変更について効果的な方法で逐次報告をホームページ等で周知をしてまいりたいという風に考えております。あと3月以降で広報で周知ということころですが、指定袋の販売開始ということで3月の周知ということで、販売を開始したいという風に考えております。それと先ほど追加のあった令和5年4月1日以降に猶予期間を、ごみ処理券制度の猶予期間を設けるのかというご質問でございますが、前回、平成21年4月にごみ処理料金の改定をおこなっております。その中で言いますと、その時は猶予期間は設けずに施行期日に料金改定を一斉に実施してありまして、旧処理券の取り扱いについては、差額を支払っていくような対応をしております。この度の改正につきましても、前回と同様な取り扱いとしたいと考えており、ごみ処理券と指定袋を交換し、まあ差額分を払っていただくような恰好になるのかなあということは予定をしております。併せてその辺の所要の事務手続きをおこなっていくよう検討しますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○13番（石田茂春）

課長「地区説明会」51箇所、わが隠岐の島町では95地区ございます。そこで95地区全部やるのは大変ですから、このうち51箇所だと思んですが、やっぱりその例をあげたら悪いんですけど、蔵田から都万まで出て来てくださいというのは、そりゃ到底来いへんですわ。だからそういったところは配慮しながら、蔵田とか油井とか、地名言って悪いんですけどね、こういったところでも「説明会」をやるといったような配慮して、細かいところでやってもらえばいいんじゃないかと思う。だから、51が60、70に増えればいいなあと思う。

それからもう一点、一番最後のところに指定袋の販売開始という風になっておりますね。この販売開始というのは分かるんですけど、これはどこで販売するんですか。大型店ですか

それとも、うちらでいう蛸木でしたら「お店」ですとか、以前は区長の所へ取りに来おったです。どういう方法を考えておるか、ちょっと教えてください。

○番外（ 環境課長 原 秀 人 ）

今議員からご指摘のありました51箇所、今我々は現段階で予定をしております。公民館等は95地区あるというようなことがありました。今回の51箇所の根拠につきましては、確定申告の会場となっている所の51箇所として、一応想定を予定しております。今回説明会と併せて各支所や出張所、各地区とも話し合いをするという風に考えておりますので、地区説明会の場所等には要望があれば十分に増やせると現段階では考えておりますので、そういった対応には配慮したいという風に考えております。

それと販売場所、指定袋の販売場所ですが、今現在ごみ処理券売捌店として町内に50店舗あるという風に認識をしております。そこをお願いをして、今後も引き続き指定袋の販売について理解をしてもらいたいという風に考えております。

○13番（ 石 田 茂 春 ）

今、51箇所ということで確定申告の会場を考えておるということですが、まあ柔軟な対応するということですが、例えば都万地区では都万支所しかないんです、確定申告は。今言った油井・蔵田の方、まあ蛸木も。どうして年寄りがあそこまで行きますか。だからもう少しそこらを柔軟に。昨日ですか、一般質問で言いましたが、もう少し懇切丁寧に説明するんでしたら、もうちょっと都万地区でしたら2会場、3会場に分けてね、やるとかいう配慮をお願いしたいんですよ。

それと指定袋の販売場所、これね、私本当に年寄りがそこに買いに行くのかなあと行くだけであかど。そりゃ地域、地域にあればいいんですわ。大型店へ行くところは大型店へ行って売ると思うんですけどもね。1から10までいったら悪いんですけどもね、やっぱりもうちょっと増やして、例えば1年なら1年、2年なら2年、配慮をお願いしますという形でね。ちょっと慣れるまで、もうちょっと増やしていきたら一番いいんじゃないかなあと思うんですけど、そういう考えないですか。

○番外（ 環境課長 原 秀 人 ）

地区説明会の場所については、先ほど説明をしたという風に思っておりましたが、各支所であるとか、各地域であるとか協議をしてですね、増やしていける方向で検討したいという風に考えております。それと販売場所につきましても、地域でお困りの場合があるかという風に思いますので、もし「地区説明会」の中で、この販売場所を設置して欲しいという要望

等も聞いてみながら、我々としても細かい販売場所の設置ができるように努めてまいりたいという風に考えておりますので、よろしく申し上げます。

○13番（石田茂春）

最後に課長、「地区説明会」に行きますとね、色々な質問が出ると思います。中には厳しい意見も出るかも分かりませんが、しっかりと受け止めて一つ一つね、丁寧に説明して、理解を得てください。終わります。

○議長（池田信博）

以上で、石田茂春議員の「質疑」を終わります。

次に、1番：岡田智子議員

○1番（岡田智子）

おはようございます。まず質問に入ります前に、これまでもまたコロナ禍の中にある今でも公衆トイレ、また観光トイレの清掃にご尽力していただける全てみなさまに敬意を表します。その上で公衆トイレ、観光トイレの質疑をさせていただきます。「第2次隠岐の島町観光振興計画」におきましては、公衆トイレの美化事業といたしまして「観光客が観光スポットを巡る際に利用する公衆トイレを清潔に維持し、利用者が快適に使用できるように美化に努める」と記載されております。そこで「観光施設管理運営事業」の各観光地及び公衆トイレ管理費の積算根拠を教えてください。よろしく申し上げます。

○番外（商工観光課長 鳥井 登）

総括質疑関係資料の8ページの方、資料をつけておりますので申し上げます。商工観光課はじめ支所、出張所、環境課等ですね、複数の所管課がたくさん現場を抱えております。私の方でそれらをまとめまして、資料にしております。大変たくさんございますので、事前に議員の方に確認させていただきました通り、観光客がレンタカー、タクシー等で立ち寄るであろう観光地の単独であるトイレというようなところで、チョイスをしまして、表の方をまとめてありますのでご承知ください。現場によっていくつかパターンがございますので、それぞれご説明申し上げます。

まず資料、表の方をお願いいたします。左側のナンバーと右下の地図のナンバーを合致させてありますので、位置の方を確認しながら聞いてやってください。まず①②でございますが、玉若酢命神社と国分寺のトイレでございます。これは商工観光課の方で所管しております。委託者は社会福祉法人の方にお願いをしております。頻度は週1回に加えまして盆前後につきましては、週2回とし、55回と数えております。単価につきましてでございますが、

下の単価根拠の枠内を見ていただきますと、「単価1」というところに説明を書いております。法人の方にトイレの規模、現場の状況、まあ国道に面しているとかいないとか、というような頻度の説明などをいたしまして、その上で見積もりを徴収し、確認の上単価の決定をして契約の方をさせていただいております。町としましては、障がい者就労支援という観点からもお願いをいたしているところがございます。

表の方に戻りまして、次に③④でございますけれども、これは那久岬と壇鏡の滝でございます。こちらは都万支所の方が受け持っております。どちらも委託は地区の方をお願いをして頑張らせていただいております。頻度は週1回としまして、52回としております。単価でございますが、下の「単価2」のところをご覧ください。「技能労務職1-21」とございますが、これは総務課の方から毎年予算を組む際にですね、会計年度任用職員の給料報酬等の算出に関する職種ごとの基礎号給表というものが示されます。これを根拠としまして、単価の方を定めるという風になっております。そこにありますように給料月額より時給に換算をいたしまして、938円という設定をいたしております。それに作業時間の方を掛けまして、1回いくらかという風な単価設定にしております。このやり方、考え方がどの所管課でもほぼ活用されている、ある意味一番スタンダードな積算になりますので、その他たくさんございますトイレ管理の計算をする際の標準的な手法であるという風にご理解いただけたらよろしいかと思っております。

表に戻りまして、次に⑤の水若酢神社の公衆トイレについてでございます。五箇支所の方で受け持っておりますが、これはですねちょっとレアなケースかなと思います。委託は神社の方へお願いしてございまして、清掃作業につきまして、こちらはボランティアで実施をいただいております。おそらくですね、随分前からこの形をとってございまして、議員ご承知かと思いますが、場所柄的な、境内の中にあるトイレということもございまして、話し合いによりまして、そのように対処していただいているという状況となっております。

最後に表に戻りまして、⑥白島崎公衆トイレ⑦中谷駐車場公衆トイレ、とかげ岩の展望台のある場所でございます。こちらは環境課、それから布施支所それぞれ連携で管理の方を受け持っております。ここは表にありますように、4月から12月までの9か月で30回という想定となっております。この施設は島根県の管理施設でございまして、町が県から委託を受けて管理をしております。お金をいただいて管理をしております。「単価3」にありますような積算となっておりますが、根拠は島根県の方の資料により算出したものがベースとなっております。それをほぼそのまま準用しておりますので、このような計算となっております。

先に説明したものと若干差異がありますのは、そういった事情でございます。

資料の内容につきましては以上でございますが、これらの考え方を積算の基本形として、その他にも地区内にある緑地広場ですとか、景勝地また野営場などのトイレなどもございます。「管理費」としてそれぞれ担当所管課の方で計上しているというやり方をしております。また、海水浴場とかキャンプ場、こういった施設に付随したトイレなどもございますけれど、これらにつきましては、「管理委託費」の中に含め計上する場合もございますので、ご理解の方を賜りますようお願いいたします。以上でございます。

○1番（岡田智子）

ご丁寧に説明していただき、ありがとうございます。利用頻度とか観光シーズンを考慮しながら、積算をしていただいて、清掃されているということをもっと理解をいたしました。それを踏まえて二つのことをちょっと質問させていただきます。

まず一つ目なんですけれども、今コロナ禍なので利用状況は通常よりも若干少なくなっていると思うんですけれども、観光シーズンになると利用者も多くなって、綺麗に清掃してくださっていても、トイレを清潔に保つということはなかなか難しくなると思うんです。また利用される方々のマナーもあると思うんですけれども、先ほど色々、島根県だったり色々資料などを基に積算根拠としていると言っておられましたけれども、先進自治体におきまして、主に公衆トイレとか観光トイレの巡回点検とか検証を実施しながら、改善をしておられるんですけれども、そこでまずこの積算根拠につきまして、このような巡回点検とかそれから検証をした結果で記載されてある所があったりするのでしょうか、ということをお聞きしたいんですけれども、お願いします。

○番外（商工観光課長 鳥井 登）

委託をお願いされる地区ですとか、団体さん等などと協議しながらやっていきたいと思いますところの方が実際、実情でございます。それから地域の方が多いんですかね、多いのかなと思うんですけれども、やはり地域を綺麗にしようという意識がみなさんすごく高い思いをもって取り組んでくださっておられますので、巡回で毎日のように行こうかというようなことではないと思っておりますけれども、すごく誠意をもって対応してくださっているというのがどこもの現場ではないかなという風に確認しております。

○1番（岡田智子）

分かりました。やはり観光トイレそれから公衆トイレというのは、誰もがやっぱり快適に利用できることはもちろんですけど、観光で本町を訪れる方々にとってもトイレも旅の一部

であって、「おもてなし」だと思うので、引き続きみなさんといっしょに取り組んでいただけたらなと思います。

それでもう一つ質問をさせていただきます。今ですね、消耗品などが別途計上という形で記載されてあるんですけども、今コロナ禍でございます。感染予防の配慮につきまして、お伺いをさせていただきます。トイレを利用される方やまた熱心に清掃していただける先ほどの地域の方々、そういった地域の方々への配慮としまして、アルコール消毒それからせっけん、マスク、ゴム手袋や掃除用品、こういった物の感染対策用品はとても重要だと思っているんですけども、このようなことにつきまして、どのように取り組んでおられるのかお伺いをしたいと思います。お願いします。

○番外（ 商工観光課長 鳥 井 登 ）

今のご時世、当然のことだとわれわれも思っております。お願いをしているそれぞれの団体さんの方にそのように話をしっかりさせていただきまして、必要に応じて、まあその辺も相談で「消耗品費」の予算の方も考えさせていただいて、従来には必要のなかった物かもしれませんが、必要に応じて求めなくてはならないので、そういった物も予算にここ近年は含めさせていただいて、しっかり対策を講じて対応してくださいという風をお願いをしているというのが現状でございます。

○1番（ 岡 田 智 子 ）

ありがとうございます。やはり2年前にですねコロナが入ってきた頃というのは、どんな病気なのか分からない中、清掃される方、特にやっぱり不安もあつたらうし苦労もあつたと思います。で、また引き続きコロナ続いてまいりますので、そういった方々の感染対策の徹底、これはお願いをしたいと思います。

そして、行政がすぐ出来ることといたしまして、洋式トイレだった場合は「蓋を閉めて流してください」というような表示だったり、トイレのそれぞれの個室の中に貼ってあるところもありましたけれども、「トイレを綺麗に使っていただき、ありがとうございます」といったような、明るいトイレなので表示なんかを付けていただければ、また違ってくると思いますので、またそのあたりもよろしく願いいたします。

引き続き利用される方や、トイレを綺麗に清掃していただける方々への配慮をしながら、トイレの美化活動に努めていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

これで質問を終わります。

○議長（ 池 田 信 博 ）

以上で、岡田 智子 議員の「質疑」を終わります。

只今から10時50分まで休憩といたします。

(本会議休憩宣告 10時31分)

○議長 (池田 信博)

休憩を閉じ、会議を再開します。

(本会議再開宣告 10時50分)

引き続き、総括質疑を続行します。

次に、12番：前田 芳樹 議員

○12番 (前田 芳樹)

通告しておりました。ごみ処理事務の新規事業「ごみ指定袋等作成費」に関して、素朴な疑問点を伺いたいと存じます。

まず①項目で、令和5年4月から可燃ごみ収集で53%ないし54%の大幅値上げになるようでございますけど、この件に関して経営上止むを得ない状態なのかという点を聞かせていただきたいと思います。と申しますのは、資料6の62ページに令和4年度の「ごみ処理費」の島外搬出事業費は除いて1億1,000万円ペースで必要になると、一般会計予算から持ち出しが1億1,000万円レベルとなっております。これが令和5年度に例えば54%値上がりになりますと、1億6,000万円水準になるわけですね。この辺が本町の財政的に負担しきれないものなのか、どうかという疑問なんですので、その点に関して。ごみというのは、人々の生活にかかせない部分で、公共料金の値上げが、例えば油や電気代を見ると3割前後の値上げが通常だろうと感じますが、ここにきて、基本的に必要な部分の「ごみ処理」が一気に54%も値上げになると、住民感情からしたら大変な負担感があるかと思います。まず、財政的に必要なのか、どうかという点について少し説明をしていただけないでしょうか。

○番外 (環境課長 原 秀人)

先ほど議員からご指摘のありました、大幅な値上げになるが財政的な必要性というところについて、ご説明をさせていただきます。

総括質疑関連資料5ページの「改定理由」というのが要因になっていると考えています。

一点目、平成21年度の料金改定以降に2度の消費税率の引上げがあったところですが、改定を行わずに対応してきたこと。二点目、ごみ処理経費にかかる経費の高騰というところで、これも15%なり上ってきていること。基本的には財政的な要因としては、こういったところもあると考えています。また不足する要因としましては三点目、ごみ処理券制度から指定袋

制度へ移行となる費用負担の公平化、そしてごみの発生抑制、再資源化を推進するという目的、これにつきましても9月議会の会期中の各常任委員会の方にご報告をさせていただきました。

本町の一人当たりのごみ排出量の原単位でございますが、1人当たり、1日当たり1キロを超えている。これは県内で3番目に多いごみ排出量、再資源化においては約6%ということで、これは県下最低の再資源化率ということになっております。やはり処理経費の高騰を、今回の改定を契機に減量化するものは減量化して、排出量を抑えるというのが「ごみの減量化」にかかる最大の施策であると考えておりますので、そういった視点で今回「料金改定」をさせていただきました。今回、ごみ処理券制度から指定袋制度へ変更することによる、ごみの新たな料金改定基準を定めさせていただいたところです。これについては割愛しながら説明をいたしますが、収集処分経費からのごみ処理原価を出しております。町民の負担は50%という考え方。また重量制から容量制、キログラムからリットル制に変わるということで、1リットル当たり約1.56円という計算になっております。これにリットル数を掛けた消費税分ということ。粗大ごみについてもシールとして、今の原価から30キロまでのところの算定をさせていただいております。自己搬入につきましても、処分経費からの50%を負担していただくことで80円という考え方。事業系につきましては、8割の負担をいただくということで130円、というところで今回、改定をさせていただいているところでございます。ご理解をお願いいたします。

○12番（前田芳樹）

感覚的には、一度にこの大幅値上げをしなくても^{さんぞうてき}暫増的にやっていく方向もあろうかと思えますけど。先だって人が亡くなって、家の中がごみで詰まっていたことがあるのですよ。人口減少時代でごみの量も減ってくるかと思うのですが、ごみ料金が高くなっていくと高齢者の一人世帯の方たちは、ごみを出しきれなくなってくるので、そこはやはり財政負担を幾分でも、住民生活の^{あんねい}安寧を助けてやっていくという方向性を忘れてはいけないと思うのです。何れにしても、将来見込み的に値上げということでやっておられるのは説明で分かりました。

次に二点目、三点目で、これまでは90リットル袋で小袋を入れて非常に利便性を高く、しかも「100円券」で搬出できて非常に分かり易く、やり易かった訳であるが、今回、小袋を何種類も作るようだが、なぜ90リットル袋を止めたかと。簡単で安くてよかったものが、小分けして多種類になって分かりにくくなっていくのではないかと思うのです。小袋というのは収集運搬する人が、手数が多くかかりますよね、ここら辺からも逆効果の部分があるのでは

ないかと思うのです。なぜ、90リットル袋を止めるのか、小袋が増えて作業性が悪くなるのではという、2点について簡潔に説明してください。

○番外（ 環境課長 原 秀 人 ）

まず要因についてという事で説明させていただきます。一点目でも説明をいたしました、現在のごみ出しルールは、「ごみ処理券」を排出容器に添付する方式で収集をしているということです。この度、指定袋の導入により予め量が決められた袋となるため、排出量に応じた費用負担が公平になること。また半透明の指定袋を使用することで、不燃物の混入抑制による分別意識の徹底、あとは古紙類、段ボール等が資源ごみとしてまわりやすいということ、また減量化の効果が実感しやすいといったことから、先ほどから申し上げますように、ごみの減量化あるいは再資源化を推進するために、この「袋制度」に移行するという考え方でございます。

次に三点目の、ごみ袋が小袋になって収集作業に手間がかかり、逆効果になるのではというご指摘ですが、これも二点目の説明と重複しますが、現在のごみ出しルールは「ごみ処理券」1枚10キロ以内です。それを添付してごみ収集に排出しております。例えば、ごみ量が5キロであっても「ごみ処理券」1枚を添付することになっております。このことから、排出量に応じた費用負担を公平化するために、ごみ袋の種類を可燃ごみは20リットル、30リットル、45リットルの3種類に、不燃ごみは20リットル、45リットルと2種類のごみ袋として、その各家庭の排出量に応じた指定袋を選択していただくよう配慮したものですので、よろしく願いいたします。

○12番（ 前 田 芳 樹 ）

通告した最後の部分です。他の類似自治体の値上げ状況は、どのような状況か少し説明をしていただけませんか。

○番外（ 環境課長 原 秀 人 ）

各自治体の状況ということですが、これにつきましては「総括質疑関係資料」6ページをお願いいたします。この資料は島根県内の「ごみ処理手数料の状況」であります。隠岐郡4か町村の処理状況を赤枠で囲ってあります。

今回、改定するのが「可燃ごみ袋」45リットル、77円ということになっておりますが、隠岐郡4か町村でいえば2番目ぐらいなのかなという風に、町村の中でも好い状況ではないかと思っておりますし、松江市あたりと比べれば若干、高いことはありますが、ごみ処理1人にかかる経費という部分については、隠岐の島町は県内で3番目に高い傾向もございまして、そ

ういった点を配慮したところでございます。県内の状況を見ながら設定した金額となっていると考えております。

先ほどから言いますように、県内市町村を見ても「ごみ券」を使っているところは隠岐の島町と海士町しかないということ。全てが「指定袋」を使っているという状況もございまして、時代の流れと共に、こういった「指定袋」を使っていくというのが主流になっているということをご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○12番（前田 芳 樹）

世の中の状況が分かった気がします。財政負担の度合いというのは、絶えず流動的ですから、今回、こうやって値上げをせざるを得ないという状況下になっているわけですが、将来的に財政が許す限り、逆に値下げする時があってもよかろうかと思えます。また、状況を見ながら、対応していただければと思うところです。以上とします。

○議長（池田 信 博）

以上で、前田 芳樹 議員の質疑を終わります。

次に、4番：齋藤 則子 議員

○4番（齋藤 則子）

私は「総括質疑」の通告どおりに行いたいと思えます。

社会教育課の文化財保存継承事業の新規事業「町内木像彫刻調査事業」について、6万8,000円が計上されております。これに関しまして、調査にはどういう人を何人くらい予定しているのか。また、どのような調査内容、調査範囲を予定しているのか。

また、その調査結果を踏まえ、その後の予定はどういう風に考えているのか。出来る限りの範囲で聞かせてください。

○番外（社会教育課長 野津 千秋）

それでは、ご質問にお答えをさせていただきます。

「町内木像彫刻調査事業」でございますが、町内各所にある仏像や神像についてこれまで総合的な調査が行われていなかったことから、まず現地調査による現状把握と文化財的価値の把握を行います。その結果に基づいて、適切な管理の方法、保護について検討していく予定にしております。

令和4年度は、今後の調査の計画立てを行ってから、現地調査による状況調査、状況把握を考えています。調査は県立古代出雲歴史博物館の学芸員の協力をいただく予定にしております。このことについては、昨年12月3日の「文化財保護審議会」で報告しておりまして、調査

の範囲や内容の詳細につきましては、新年度の「文化財保護審議会」の中で意見をいただきまして進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○4番（ 齋藤 則子 ）

実は内容、範囲ですが、令和4年度の調査の計画に那久とか、都万とかの仏像は計画に入っておりますでしょうか。

○番外（ 社会教育課長 野津 千秋 ）

具体的な範囲については、この場では差し控えさせていただきたいと思っております。その内容につきましても、専門家のご意見を伺いながら、範囲を決めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○4番（ 齋藤 則子 ）

出来る限りの範囲で聞かせてくださいと申し上げているので、それ以上、聞けないということがございますので、これで終わります。

○議長（ 池田 信博 ）

以上で、齋藤 則子 議員の質疑を終わります。

最後に、10番：池田 賢治 議員

○10番（ 池田 賢治 ）

通告いたしました「放課後児童クラブ創設事業」について質問いたします。

この事業は、旧文化学院幼稚園跡に「子育てビジター交流センター」が担う機能として「放課後児童クラブ」及び「子育て支援センター」を設置して、環境づくりを推進していくと明記されておりますが、これら事業の内容と建物の図面について説明を求めたいと思います。

これに併せて、敷地内の道路整備と敷地周辺の危険木の伐採については、どう考えているのか説明をお願いいたします。

○番外（ 保健福祉課長 中林 真 ）

ご質問のあった事業の概要についてご説明いたします。

「資料8」の85ページをご参照願います。予算額につきましては1億1,633万円で、財源は国庫交付金、地方債、その他となっております。事業の目的ですが、以前から説明をしておりますが、町直営の新規「児童クラブ」を創設すること、これにより現在「放課後児童クラブ」で出ております待機児童の解消、それからコロナ禍等感染症の発生期においても、密を避け、安全に過ごせる十分なスペースを確保すること、もう一つが現在、今津にあります町直営の「子育て支援センター」を同施設に移設することで、立地的な利便性を高めるということが

大きな目的となっております。

予算の内容は、建設工事ですが建物自体は床面積237㎡、木造平屋建てでございます。建設工事費として9,768万円、外構整備費が1,500万円、他に施工管理業務委託費、備品購入費等を挙げております。この外構整備費につきましては、排水溝等に加え、園庭部分の駐車場舗装、また防護柵、法面処理費用等が含まれます。

続きまして、資料8の86ページの図面をご参照願います。これが施設の平面図になります。少し見づらい図面になっておりますが、大きく図面の右側の部分が「放課後児童クラブ」のスペースでございます。広さは畳にして約35畳、左側が「子育て支援センター」のスペースで約30畳、中央部分にトイレ、相談室を兼ねた会議室、職員室を配置しております。

この児童クラブの面積の根拠ですが、厚生労働省が定める設置基準であります一人当たり1.65㎡に基づいて、児童40人が同時に過ごすことのできる広さを確保しております。また「子育て支援センター」の面積につきましては、国の法的基準はございませんが、保育所の基準にならい概ね親子10組が同時に活動できるスペースとしております。

先ほどご質問のありました、まず道路のこと、園庭部分に接続する道路の部分が若干狭いということがありまして、進入路につきましては間口を広げ、少しその部分の面積、幅を広げるようにして進入がしやすくなるよう現在検討しております。また、危険木の伐採についてですが、大きな桜等の木がございます。こちらについては全て伐採して、下の方が安全になるように、落ち葉等が落ちないようにということで伐採をする計画をしております。

以上です。

○10番（池田賢治）

詳細な説明をいただきましたので、大体の理解はできましたので、次の質問に移りたいと思います。昨年3月にこの件について、該当地区である3区の自治会と集会所で話し合いの中で候補地が3候補地あって、それが決まれば該当地区の方に説明していくということになっていたのではと思うのですが、昨年12月には用地の取得費と建物調査費が計上され、また今回の3月議会においては建設工事費が計上されたということで、該当地区の方は、昨年3月に話し合いをされた時に、町の経過に併せて、随時該当地区の方にも並行して「説明会」を開いていくという約束になっていたと聞いております。

物事が決まってからの説明ではなく、並行した説明をしてもらいたいということでありながら、こういう結果になったということで該当地区の方は非常に不満を持っておられます。

早く説明をしてあげないといけないと思いますが、なぜこのような立派な資料が出来てい

ながら該当地区の方に並行した説明が出来なかったのか、これについて説明をお願いします。

○番外（ 保健福祉課長 中 林 真 ）

周辺地域皆様についての説明でございますが、先ほど議員ご指摘のありました地域への「説明会」ということで、実は昨年3月に旧文化学院幼稚園跡を設置場所の候補として、今後準備を進めていくという旨の「説明会」を栄町3区集会所で開催させていただきました。その時には、候補地については旧文化学院幼稚園跡のみであり、他の2か所についてはまだ案がありませんで、その他も含めて検討させていただくと、ただ第1候補として旧文化学院幼稚園を現在検討しているという旨の説明をさせていただいております。

その後、確かに12月議会にはもう用地の購入費等の予算を挙げておりますので、早急に説明をするべきでしたが、現在、まだ説明に至っておりませんことは申し訳ないと思っております。

今年に入って、コロナ感染症が落ち着かないこともありまして、まずは周辺住民の皆様に対し説明資料の全戸配布を早急にさせていただきます。その後、コロナが落ち着いた時点で「説明会」を開催させていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。なお、自治会長の方には連絡を入れて段取りについて説明をさせていただいております。

○10番（ 池 田 賢 治 ）

今後の対応については、今の説明で分かりましたけども、該当地区の自治会としても3月が役員の改選の時期で総会を控え、地区の方からこの件はどういう風に進捗しているのかというのが、自治会長としてもよく内容が分からないから、返答が出来ない状態なのであります。だから課長が言われたように、早急にこの資料を町内に配っていただいて、自治会としても説明が出来るような対応を、3月もう終わりが近づきますので早急にしていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。これについて回答はいいですので、以上で質問を終わります。

○議長（ 池 田 信 博 ）

以上で、池田 賢治 議員の「質疑」を終わります。

以上で「総括質疑」を終わります。

日 程 第 2. 町 長 追 加 提 出 議 案 の 上 程

「町長追加提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長追加提出議案の、承認第2号「物品購入変更契約締結の専決

処分について〔島後清掃センター塵芥収集車購入〕から議第40号「工事請負変更契約の締結について〔林道横尾北山線災害復旧工事〕」の3件を議題とします。

日 程 第 3. 提 案 理 由 の 説 明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今議題となりました3件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

○番外（町長 池田 高世偉）

本日、追加提案いたしました諸議案について、ご説明申し上げます。

まず、承認第2号の「物品購入変更契約締結の専決処分について〔島後清掃センター塵芥収集車購入〕」であります。世界的な半導体供給不足に伴う部品納入の遅延により、納入期限を延期するため、物品購入変更契約を締結する必要性が生じたので、去る2月22日に地方自治法第179条第1項の規定を適用して専決処分を行い、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、議第39号の「工事請負変更契約の締結について〔中村漁港漁業集落排水管路布設（汚水幹線その1）工事〕」であります。事業の進捗を図るため管路を52m追加施工することから工事費を増額し、併せて工期を延長する必要性が生じたので、工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第40号の「工事請負変更契約の締結について〔林道横尾北山線災害復旧工事〕」であります。契約直後の令和3年8月の豪雨災害において、当該路線の各所が被災し施工箇所への工事車両の進入ができなかったことから、工期を延長する必要性が生じたので工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

以上、3件の追加議案につきましてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（池田 信博）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 11時22分）

（全員協議会開会宣告 11時22分）

○議長（池田 信博）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

(全員協議会閉会宣告 11時27分)

(本会議再開宣告 11時27分)

日 程 第 4. 質 疑

「質疑」を行います。

ただ今、提案されました3件の議案について、質疑を行います。

はじめに、承認第2号「物品購入変更契約締結の専決処分について〔島後清掃センター塵芥収集車購入〕」について、質疑はありませんか。

(「なし」の声を確認)

次に、議第39号「工事請負変更契約の締結について〔中村漁港漁業集落排水管路布設（汚水幹線その1）工事〕」について、質疑はありませんか。

(「なし」の声を確認)

最後に、議第40号「工事請負変更契約の締結について〔林道横尾北山線災害復旧工事〕」について、質疑はありませんか。

(「なし」の声を確認)

以上で、「質疑」を終わります。

日 程 第 5. 議 案 の 委 員 会 付 託

「議案の委員会付託」を議題とします。

会期初日に提出されました町長提出議案の、議第15号「隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例」から、議第38号「令和4年度隠岐の島町上水道事業会計予算」までの24件、及び本日追加提出された議第39号「工事請負変更契約の締結について〔中村漁港漁業集落排水管路布設（汚水管線その1）工事〕」及び議第40号「工事請負変更契約の締結について〔林道横尾北山線災害復旧工事〕」の2件の計26件を、お手元に配付の「議案付託表」のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがいまして、議案26件は、「議案付託表」のとおり付託することに決定いたしました。

日 程 第 6. 休 会 に つ い て

「休会について」を議題とします。

お諮りします。

明日3月10日と11日及び14日は常任委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認め、左様決定いたしました。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

執行部の皆さんは退席をお願いします。

(本会議休憩宣告 11時30分)

(全員協議会開会宣告 11時30分)

○議長 (池田信博)

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

(全員協議会閉会宣告 11時50分)

(本会議再開宣告 11時50分)

日 程 第 7. 議員提出議案の上程及び審議

「議員提出議案の上程及び審議」を行います。

お手元に配付のとおり、1件の議案が議員提案されました。隠岐の島町議会会議規則第14条の規定により、議員提案の要件を満たしていますので議題といたします。

「提案理由の説明」を行います。

発議第1号「ロシアによる侵略行為に対する非難決議」の提出について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

9番：西尾 幸太郎 議員

○9番 (西尾 幸太郎)

それでは、「ロシアによる侵略行為に対する非難決議」の提案理由の説明を行います。

ロシアは、2月24日以来、隣国ウクライナに軍事侵攻し続けています。これは国際社会の平和と秩序の維持に対する明白かつ重大なる破壊行為であり、断じて許すことはできません。たとえいかなる異論や不満があろうとも、ひとつの国が力で相手の国を圧殺しようとするなど言語道断であります。隠岐の島町議会は、多様な価値観を互いに尊重し合い、民主的な言論を通じて社会の健全な発展を目指すことを旨としており、そうした議会人の立場としてかかる暴挙を見過ごすことはできません。まして一国の元首が、「核兵器の使用も辞さない」と他国を威嚇するなど絶対にあってはならないことであり、唯一の戦争被爆国である日本国民

としても断じて許すことはできません。ロシア政府が軍による攻撃を即時かつ無条件に停止し、ウクライナ全土から撤退するよう強く求めるとともに、平和の回復へ向けて国際法に則った誠意ある対処をするよう、強く求める。併せて、日本国政府は邦人の安全確保はもとより、事態の解決に向けて、国際社会における我が国の地位にふさわしい積極的な対応を尽くすよう求めるものであります。

決議の送付先は在日ロシア大使、在日ウクライナ大使、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、県選出の国会議員のみなさんであります。以上です。

○議長（池田信博）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

「質疑」を行います。ありませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

「質疑なし」と認めます。

「討論」を行います。ありませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

「討論なし」と認めます。

「採決」を行います。

「採決」は起立によって行います。発議第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起立全員 ）

起立全員であります。したがって、発議第1号は、原案のとおり「可決」されました。

以上で「議員提出議案の上程及び審議」を終わります。

以上で、本日の議事日程は、全て終了しました。

次の本会議は、3月15日に開催します。

本日は、これにて散会します。

（ 散会宣告 11時53分 ）

以下余白